

## 令和4年度奈良県環境審議会水質部会（第1回） 議事録

日時 令和4年4月26日（火）  
15:00～16:00  
場所 奈良県中小企業会館4階会議室  
Webによる会議

○事務局が概要について説明

○質疑応答

◎岸本委員

総量規制において、奈良県で上乗せは行っているのか。

◎事務局

濃度について上乗せは行っているが、総量について上乗せは行っていない。

◎岸本委員

承知した。もう一点教えて頂きたい。生活排水対策の削減目標が令和元年度目標値より減少しているが、生活排水の部分でどのような対策を講じるのか。

◎事務局

資料1の4奈良県水質総量削減計画（案）の表をご覧頂きたい。生活排水の施策にある重点対策支川は、奈良県環境総合計画の中で位置付けられている。特に、大和川水系の支川のうち環境基準達成が出来ない2つのエリアについては、地元の市町村、地元のNPOなどと協働しながら対策を実践している。また、下水道、浄化槽の整備を進めている。

◎近畿地整

資料1の中の4奈良県水質総量削減計画（案）の概要の表中で、生活排水、産業排水、その他に分けられているが、今回の諮問の内容は産業排水について伺っているのか。

◎事務局

産業排水の総量削減量ではなく、産業排水の総量削減を達成するため、事業場に対して総量規制を課しており、その総量規制の基準について諮問している。

◎吉田委員

総量規制基準による規制をうける対象の特定事業場は、約300事業と令和元年度から変わっていないと思うが、新たに企業を立ち上げる、あるいは閉じた数は少ないかもしれないが、増減しているかと思う。そこで、以前より対象になっている事業、新たに対象になった事業への説明、指導はどうか。

◎事務局

日平均 50m<sup>3</sup> 以上の排出水を排出している事業者において、通常水質汚濁防止法は届出制だが、この瀬戸内海の指定地域においては許可制をとっている。より厳しい書類審査等を行い、許可を下ろすまでは、事業者と書類等で何度もやりとり、指導等を重ねて最終的に許可を出している。また、大量に排出する事業者は公害防止管理者を置くこととなっており、事業者自身環境公害防止の体制をとって頂いてるところ。

◎惣田委員

質疑応答に感謝する。それでは、この計画を部会として了承する旨を環境審議会に報告することとする。